

大阪市職員（消防吏員・ヘリコプター整備士）採用選考要綱

令和2年5月22日
大阪市消防局

- 1 採用人員 ヘリコプター整備士 1名
- 2 採用予定日 令和2年10月1日
- 3 職務内容 消防ヘリコプターの整備業務及び消防業務
（現行保有機種 ユーロコプター式 AS365N3 型 2機）
- 4 受験資格 次のすべての受験資格を満たす方が試験を受けることができます。
（1）昭和60年10月2日以降に生まれた方
 ただし、地方公務員法第16条各号に該当する方及び日本国籍を有しない方は受験できません。
（2）国土交通大臣が交付する二等航空整備士（回転翼航空機）以上の技能証明を有する方
- 5 申込方法 申込は郵送によるものとし、下記の必要書類を角形2号封筒（封筒の表に「整備士申込」と朱書きのこと）に入れて、必ず簡易書留により郵送してください。
 簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。
 なお、郵送料金不足の場合は受け付けません。また、持参による申込受付は行いません。

【受付期間】

令和2年5月22日（金）から令和2年6月11日（木）
《6月11日付け消印有効》

【必要書類】

- ① 大阪市職員採用申込書（大阪市所定用紙）
- ② 二等航空整備士（回転翼航空機）以上の技能証明書の写し
- ③ 整備業務に関する経歴及び主な業務内容（大阪市所定用紙）
- ④ 最終学歴の成績証明書及び卒業証明書

【提出先】

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
大阪市消防局 企画部人事課（人事）
TEL 06-4393-6080

【要綱・申込書の請求】

要綱及び申込書の請求については、上記提出先までお越しいただくか、84円切手を貼付した返信用封筒（定形長形3号に請求者の郵便番号とあて先を明記）を同封のうえ郵送で請求してください。なお、要綱及び申込書は大阪市消防局ホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/>）からダウンロードすることができます。

- 6 試 験 (1) 第1次試験
日時・場所：令和2年7月8日(水)午前10時集合
試験場所については、受験資格を審査のうえ申込者に通知します。
なお、6月30日(火)までに通知が届かない場合は、必ずお問い合わせください。
方 法：論文 一般的な課題に対する論理的思考力、文章作成力等について行います。(1時間)
- (2) 第2次試験(第1次試験合格者について行います。)
日時・場所：令和2年8月20日(木)
集合時刻・試験場所については、第1次試験合格者に通知します。
方 法：口述試験 個別面接を行います。
身体検査 診断書提出方式で、職務遂行に必要な健康度を有しているかについて検査を行います。
*矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であって、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができることについても、併せて検査を行います。
- 7 選考結果 合格者本人あて通知するほか、合格者の受験番号を大阪市ホームページ上に掲載します。なお、不合格の通知は行いません。
- 8 備 考 (1) 給与は大阪市給与規定の消防職給料表に従います。
なお、年齢、最終学歴卒業後の経験により加算されます。
(2) 採用後は、一定期間研修を受けていただきます。
(3) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽が認められた場合には合格を取り消すことがあります。
(4) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
(5) 合格結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
(6) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
(7) 採用に関する問い合わせについては、上記提出先大阪市消防局企画部人事課(人事)までお問い合わせください。

(参考)

地方公務員法第16条(抜粋)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者